

市町村名	Q 1 3歳以上児の場合	Q1-2 利用条件を記入してください。	Q 2 3歳未満児の場合	Q2-2 利用条件を記入してください。	Q 3 育休退園について御意見があれば記入してください。
1 長野市	短時間（8時間）の利用が可能		条件付きで可能	育休対象の子どもが満1歳になるまでに保護者が復職する場合は、（満1歳までの）継続利用を認めている。	
2 松本市	条件付きで可能	【母の妊娠・出産】上の子が2～5歳の場合は、育休対象の子どもが3歳になる年度の3月31日まで標準時間で利用が可能【父母の育休取得】生まれた子供の育休期間中で、既に保育所を利用している3～5歳の子どもは短時間で利用が可能	条件付きで可能	【母の妊娠・出産】・上の子が0～1歳の場合は、生まれた子どもの出産月の翌月から数えて6月は標準時間で利用が可能⇒それ以降の保育所の継続利用は、新たな要件があれば可能・上の子が2～5歳の場合は、育休対象の子どもが3歳になる年度の3月31日まで標準時間で継続利用が可能	
3 上田市	短時間(8時間)の利用が可能		短時間（8時間）の利用が可能		
4 岡谷市	出産後（未満、以上児かかわりなく）産後2ヶ月までは、現契約で在園できる。その後、育休取得する時、短時間認定で在園継続を認めている。		出産後(未満、以上児かかわりなく)産後2ヶ月までは、現契約で在園できる。その後、育休取得する時、退園をお願いしている。		生まれた子どもの授乳、離乳食の世話に追われて、上の子どもの世話が負担に感じている保護者がいる一方、基準を緩和することで、子どもへの愛情を注ぐ機会が減少することにも配慮する必要がある。
5 飯田市	条件付きで可能、保育所型認定こども園へ移行したことで、1号認定への切り替えが可能となっています。	・育休対象の子どもが1歳になるまで保育標準時間又は保育短時間の利用を認めています。・既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合、年長児のみ継続入園を認めています。	条件付きで可能	○育休対象の子どもが1歳になるまで保育標準時間又は保育短時間の利用を認めています。○令和6年4月から下記条件で実施を予定・1～2歳児クラスの園児・年少児クラス（1号、2号認定）に進級するまでの間・保育体制の確保の観点から、保育短時間（8時間）に限定（延長保育利用可）・育児休業取得後、同職場に復帰する場合	
6 諏訪市	標準時間（11時間）の利用が可能		条件付きで可能	・出産月の翌月から3ヶ月後に原則として退園。ただし、保護者や児童の状況に鑑みて継続利用が必要と認められる場合には例外的に3号認定で継続利用可能。	・未満児保育のニーズは高いので、定員一杯になっていた場合、育休退園の取り扱いをしない場合、空きが生じなくなることになる。その場合就労等の保育の必要性が有る人が未満児を預けたい場合に利用できなくなる可能性が高くなる。
7 須坂市	短時間（8時間）の利用が可能		短時間(8時間)の利用が可能、条件付きで可能	令和6年4月から2歳児に限り利用が可能。	
8 小諸市	条件付きで可能	育休対象の子どもが1歳になるまでの期間、短時間保育の利用が可能。延長保育、土曜保育は利用できない。	条件付きで可能	育休対象の子どもが1歳になるまでの期間、短時間保育の利用が可能。延長保育、土曜保育は利用できない。	
9 伊那市	短時間（8時間）の利用が可能		条件付きで可能	祖父母と同居していない、または同居している65歳未満の祖父母双方が就労等保育に当たれない世帯であって次の①～④いずれかの要件に該当している世帯①継続利用を希望する児童が発達上環境の変化に留意する必要があると認められる場合②その年の4月1日の年齢が満3歳未満の双子がいる世帯(出産予定の子を含む)③出産予定の子を含み小学生以下の子が3人以上いる世帯④その他 上記①～③と同程度に継続利用が必要と認められる場合	3歳未満児についても無条件での継続利用の要望をいただいておりますが、保育士不足や未満児の新規入園希望が増えていることなどから、継続して受け入れる余裕がない状況です。

	市町村名	Q 1 3歳以上児の場合	Q1-2 利用条件を記入してください。	Q 2 3歳未満児の場合	Q2-2 利用条件を記入してください。	Q 3 育休退園について御意見があれば記入してください。
10	駒ヶ根市	短時間（8時間）の利用が可能		原則利用できないが、児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合や、その他の理由で児童について保育を必要とする場合に、継続入所の取扱いとしている。		施設には余裕があるが保育士確保が難しい状況の中で、希望する全ての方を受け入れることが困難である。
11	中野市	短時間（8時間）の利用が可能		短時間（8時間）の利用が可能		
12	大町市	短時間（8時間）の利用が可能		条件付きで可能	R6年度より育休取得時にすでに保育園を利用している2才児クラス以上の子どもは、育休休業期間中に限り短時間の利用が可能。	新生児を保育する保護者の負担軽減につながることであり、3歳未満児も順次対象を広げたいと考えているが、保育士の確保が難しいため困難な状況である。
13	飯山市	短時間（8時間）の利用が可能		短時間（8時間）の利用が可能		
14	茅野市	条件付きで可能	令和5年度までは1号認定児童として受け入れ可能。令和6年4月から3歳児未満の未就園児を育児している保護者が、3歳児以上の保育を希望する場合は、2号認定児童（短時間）の利用を可能にしています。	利用できない(育休退園)。(産後6か月経過後、要件がない場合は退園になります。)なお、定員に空きがある場合は私的契約児童として利用可能です。		
15	塩尻市	短時間（8時間）の利用が可能	生まれた子（下の子）を家庭で保育するという入園要件（家庭育児）有り。	利用できない(育休退園)妊娠・出産要件(産前3か月から産後6か月までの後に退園となります)。		現在、育休退園の制度見直しについて検討中。
16	佐久市	短時間（8時間）の利用が可能		現時点では利用できない(育休退園)※6年度から短時間(8時間)の利用が可能		
17	千曲市	短時間（8時間）の利用が可能		短時間（8時間）の利用が可能		
18	東御市	短時間(8時間)の利用が可能 原則短時間の利用としているが、標準時間の利用を希望される方へは個々に事情の聞き取りを行い認定している。		短時間(8時間)の利用が可能、 原則短時間の利用としているが、標準時間の利用を希望される方へは個々に事情の聞き取りを行い認定している。		
19	安曇野市	条件付きで可能	・保育所の場合、特別利用保育として1号認定で利用可能。・認定こども園の場合も1号認定として利用可能。	利用できない(育休退園)		育休退園を緩和する風潮については、在園児の親にとっては都合が良いと思いますが、入園を待機している親にとっては却って不利に働くことだと思います。一概に育休退園を緩和するのではなく、待機児童及び特定園待機児童がいる自治体は、両者のことを考えなければならないと思います。